



## 発達障がいに関する障がい福祉の充実に関する決議

発達障がいは、身近にありながら、外見からは分かりにくい障がいであることから、社会の中で十分に知られていない障がいであった。

しかし近年、発達障がいに関する情報が広く社会に知られるようになり、療育的支援などを早期に行うことで、社会への適応力を向上させていくことができることも認知されつつある。

文部科学省が令和4年に行った調査では、全国の小中学校の児童・生徒の8.8%が学習面又は行動面において著しい困難を示すとされており、福祉現場では10%程度に発達障がいの可能性があるのではないかとの声もある。

発達障がいに関する国の動向としては、平成17年に発達障害者支援法が施行され、発達障がいには、早期発見とその後の切れ目のない支援が重要であることが明確に示され、国及び地方公共団体の責務が明らかにされている。

また、令和6年7月には新たな児童発達支援ガイドラインが示され、障がいのある子どもやその家族に対して質の高い支援を提供することが求められている。こうした状況は全国的な流れであるが、本市においても児童発達支援に係る扶助費が増加傾向を維持していることから、同様の傾向を示していると考ええる。

これらのことから、市、教育機関、福祉事業所などが緊密に連携し、一層の支援の質と量を向上させる取組が必要である。

これらを踏まえ、本市議会は、次に掲げる事項について強く求めるものである。

### (1) 発達に課題のある子どもへの支援に関する統一的な方針の明確化

発達に課題のある子どもたちへの支援の基本的な考え方について、過去の実績や数値など統計に基づき、社会資源や行政支援のあり方など目指すべき社会像を示した上で、統一した方針を示すこと。

### (2) 保育所巡回及び保育所等訪問支援の充実

生活環境の変化に伴い、幼少期より保育所等に入所する児童が多くなっていることから保育施設等の役割は大きくなっている。保育所への巡回の頻度を増やすなどの取組の充実を図ること、保育所等訪問支援を充実させていくこと及び家庭への訪問支援を充実させることにより、一貫した療育に取り組むこと。

(3) 市内の児童発達支援事業所との連携、協力体制の強化

市内の発達支援事業所、障がい者支援事業所、就労支援体制のある事業所などとより緊密な連携を図り、協力体制の強化確立に取り組むこと。

(4) 児童発達支援に関する人材の確保、育成の充実

発達に課題があると思われる児童は増加傾向にある中、本市においては、相談員、支援員など発達支援に関わる人材が不足していることから、児童発達支援に関わる人材の確保及び育成に取り組むこと。

(5) 子育て支援施設での相談、当事者の療育体験や親子療育の充実

本市では、発達に課題がある子どもたちの保護者等が自身でサービス計画（セルフプラン）を作っている状況があるが、より効果的な計画策定にするため、相談体制の整備、発達特性に沿った的確な支援、家庭での療育環境支援等、幼少期より療育に取り組むことが出来る環境、体制づくりを行うこと。

(6) 発達支援事業所の充実

発達に課題がある子どもの増加に伴い、相談事業所の数と質の確保が喫緊の課題となっている。これらが充実するよう取り組むこと。

(7) 就労支援体制の確立

支援が必要な方のWell-beingのため就労支援体制を確立するよう取り組むこと。

以上、決議する。

年 月 日

東 広 島 市 議 会